

個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿との違い

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿
作成の対象	保有個人情報を含む情報の集合物であって ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電算処理ファイル）【例】春秋叙勲受賞者ファイル	個人情報を取り扱う事務であって、当該事務を執行する上で個人情報の収集、利用、提供及び管理等の取り扱いを伴う事務
	①のほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル（手作業）処理ファイル） 【例】診療録、出勤簿、学籍簿	
作成が不要となるもの	（１）国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録するもの	（公安委員会及び警察本部長に限る） ・ 国の安全その他の国の重大な利益又は犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務
	（２）犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起もしくは維持のために作成し、又は取得するもの	（公安委員会及び警察本部長に限る） ・ 上記以外のうち、登録することにより事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる個人情報取扱事務
	（３）当該機関の職員又は職員であった者について、専らその人事、給与もしくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの。	・ 県の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
	（４）専ら試験的な電子計算機処理の用に供するためのもの	
	（５）記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合や事故等に備えて予備的に作成し、保有するもの	
	（６）一年以内に消去することとなる記録情報のみ記録するもの	
	（７）書籍、文書等の送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	・ 公文書の送付又は受領のための整理簿等、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う簡易な事務 ・ 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
	（８）職員が学術研究のためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究のために利用するもの	
	（９）本人の数が1,000人未満であるもの	
	（10）当該行政機関以外の職員等の人事等に関するもの	